

## 11 寒冷地手当

毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下「基準日」という。）において（1）に掲げる職員のいずれかに該当する職員（人事委員会規則で定める職員（※1）を除く。以下「支給対象職員」という。）に対して、手当を支給する。

条例第21条第1項

### （1）支給範囲

（ア） 次に掲げる地域に在勤する職員

条例第21条関係

地域の区分	地 域
宮城県内	栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町
宮城県外	人事委員会規則で定める地域（※2）

別表第6

備考 この表に掲げる名称は、令和6年4月1日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するもの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないものとする。

（イ） （ア）に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要があると認められる公署として人事委員会規則で定めるもの（※3）に在勤する職員

（※1） 基準日の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次に掲げる職員のいずれかに該当することとなる職員とする。

規則7—1 第1条

- （i） 自己啓発等休業職員
- （ii） 配偶者同行休業職員
- （iii） 心身の故障による休職者又は職員の分限に関する条例第2条の規定に該当する休職者のうち、給与の支給を受けていない職員
- （iv） 刑事休職者
- （v） 停 職 者
- （vi） 専従休職者
- （vii） 大学院修学休業職員
- （viii） 育児休業職員
- （ix） 外国派遣職員
- （x） 公益的法人等派遣職員のうち、給与の支給を受けていない職員
- （xi） 本邦外にある職員（（ix）に掲げる職員及び給与条例第21条第2項の表の「扶養親族のある職員」に該当する職員を除く。）

（※2） 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）別表に掲げる地域（宮城県内の地域を除く。）

規則7—1  
第2条の2第1項

（※3）

所 在 地	公 署
仙台市青葉区大倉字高畑 34—12	仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所
仙台市泉区福岡字蒜但木向 1—83	仙台地方ダム総合事務所七北田ダム管理事務所
加美郡加美町字漆沢宮ヶ森 1—17	大崎地方ダム総合事務所漆沢ダム管理事務所
加美郡加美町宮崎 39—27	大崎地方ダム総合事務所二ツ石ダム管理事務所
加美郡加美町字麓山 1—9	大崎広域水道事務所
加美郡色麻町黒沢字北條 152 番地	宮城県加美農業高等学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原 155—1	蔵王自然の家
白石市福岡蔵本字長峯 14 番地	白石市立福岡小学校校長峯分校

規則7—1 第2条

白石市福岡八宮字不忘 107 番地	白石市立福岡小学校不忘分校
白石市福岡深谷字三住 70—3	白石市立深谷小学校三住分校
白石市越河平字平合 23—1	白石市立白石南小学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 25 番地	蔵王町立遠刈田小学校
柴田郡川崎町今宿字町尻 1 番地	川崎町立川崎第二小学校
加美郡加美町上狼塚字東北原 12—1	加美町立広原小学校
加美郡加美町字南寺宿 45 番地	<u>加美町立小野田小学校</u>
加美郡加美町宮崎字屋敷一番 6—2	加美町立宮崎小学校
加美郡加美町鳥屋ヶ崎字神明 127 番地	加美町立賀美石小学校
遠田郡美里町北浦字浦田上 129 番地	美里町立北浦小学校
遠田郡美里町荻塚字朝日壇 78 番地	美里町立中塚小学校
遠田郡美里町青生字中ノ橋 128—1	美里町立青生小学校
気仙沼市塚沢 65 番地	気仙沼市立月立小学校
白石市越河平字平合 23—1	白石市立白石南中学校
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字小妻坂山 16 番地	蔵王町立遠刈田中学校
加美郡加美町字一本杉 12 番地	加美町立中新田中学校
加美郡加美町字中原 23—41	加美町立鳴峰中学校
登米市津山町柳津字館石 6 番地	登米市立津山中学校
仙台市青葉区熊ヶ根字町一番の四 14—3	仙台北警察署熊ヶ根駐在所
遠田郡美里町北浦字道祖神 7—2	遠田警察署北浦駐在所
遠田郡美里町中塚字勿時 18 番地	遠田警察署中塚駐在所
加美郡加美町字長檀 49—6	加美警察署小野田駐在所
加美郡加美町字味ヶ袋大善檀 5—1	加美警察署西小野田駐在所
加美郡加美町宮崎字東町 6—2	加美警察署宮崎駐在所
加美郡色麻町大字上新町 170 番地	加美警察署王城寺原駐在所
柴田郡川崎町青根温泉 2—23	大河原警察署青根駐在所
刈田郡蔵王町遠刈田温泉字仲町 36 番地	白石警察署遠刈田駐在所
伊具郡丸森町筆甫字中井 2—3	角田警察署筆甫駐在所
伊具郡丸森町大張大蔵字台 30—3	角田警察署大張駐在所

(2) 支給額

(ア) 前記(1)(ア)に係る支給対象職員の手当額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

条例第21条第2項

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員(※4)		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
宮城県内	19,800円	11,400円	8,200円
宮城県外	人事委員会規則で定める額(※5)		
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって前記(1)(ア)に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、第11条の8第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(人事委員会規則で定めるもの(※6)に限る。)及びこれに準ずるものとして人事委員会規則で定めるもの(※7)を含まないものとする。			

- (※4) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。
- (i) 扶養親族(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))で他に生計のみちがなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与と条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。ただし、他に生計のみちがなく主として当該職員の扶養を受けているものには、人事委員会規則7—99(扶養手当)第2条各号に掲げる者は含まれないものとする。以下同じ。)を有する者
  - (ii) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

規則7—1 第3条  
〔昭和56年通知〕  
〔第354号〕

<p>(※5) 職員の在勤する地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第2条第1項の表に掲げる額とする。この場合において、職員の世帯等の区分については、上記(ア)の表のとおりとする。</p>	第2条の2第2項
<p>(※6) 給与条例第11条の8第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員であつて、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域(以下「法別表に掲げる地域」という。)の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの(以下「最短距離」という。)が60km以上であるものとする。</p>	第4条第1項
<p>(※7) 給与条例第11条の8第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員以外の職員であつて扶養親族と同居していないものうち、最短距離が60km以上であるものとする。</p>	第4条第2項
<p>(イ) 前記(1)(イ)に係る支給対象職員の手当額は、基準日における(ア)の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表宮城県内の項に掲げる額とする。</p>	条例第21条第3項
<p>(3) 日割計算による支給</p>	第4項
<p>支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、前記(1)、(2)にかかわらず、日割計算による支給とする。</p>	
<p>(ア) 要件</p>	規則7—1
<p>(i) 基準日において次に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、次に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合</p>	第5条第1項
<p>a 給与条例第23条第2号、第3号若しくは第5号又は公益的法人等派遣条例第4条の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員</p>	
<p>b (※1)に掲げる職員</p>	
<p>(ii) 基準日において(ア)(i)a又はbに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、(ア)(i)a又はbに掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合</p>	
<p>(iii) 基準日において(ア)(i)a又はbに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の(ア)(i)a又はbに掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合</p>	
<p>(iv) 基準日において(ア)(i)aに掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、給与条例第23条第2号、第3号若しくは第5号又は公益的法人等派遣条例第4条に規定する割合が変更された場合</p>	
<p>(イ) 支給額</p>	規則7—1
<p>(ア)に該当する場合の支給額は、次に掲げる場合ごとの額を(ア)(i)～(iv)に掲げる場合に該当した月の現日数から職員勤務時間条例第3条第1項又は学校職員勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日並びに職員勤務時間条例第3条第3項及び及び職員勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。</p>	第5条第2項
<p>(i) (ア)(i)aに掲げる場合 給与条例第21条第2項又は第3項の規定による額に給与条例第23条第2号、第3号若しくは第5号又は公益的法人等派遣条例第4条の規定による割合を乗じて得た額</p>	
<p>(ii) (ア)(i)bに掲げる場合 0</p>	
<p>(iii) (i)及び(ii)に掲げる場合以外の場合 給与条例第21条第2項又は第3項の規定による額</p>	

(4) 支給日等

- (ア) 手当は、基準日の属する月の規則7—0（給料等の支給）第1条に規定する給料の支給日（以下「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- (イ) 基準日から支給日の前日までの間において離職し、又は死亡した支給対象職員には、当該基準日に係る手当をその際支給する。
- (ウ) 基準日から引き続いて（※1）に掲げる職員のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該基準日に係る手当をその際支給する。
- (エ) 支給対象職員が基準日の属する月に職員が転勤、配置換等により異動した場合における当該基準日に係る手当は、当該基準日に支給対象職員が所属する勤務箇所において支給する。

(5) 確認

- (ア) 任命権者は、手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地及び次に掲げる場合の区分に応じ次の事項を確認するものとする。
- (i) 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合（(ii)に掲げる場合を除く。）当該職員が扶養親族と同居していること。
- (ii) 職員の扶養親族の住居の所在地が法別表に掲げる地域でない場合であって、当該職員が扶養親族と同居していないとき。最短距離が60km未満であること。
- (イ) 任命権者は、(ア)の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養親族の住居の所在地等を証明するに足る書類の提出を求めるものとする。

規則7—1 第6条

規則7—1

第7条第1項

第7条第2項